

平成 30 年 4 月 11 日

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
都道府県支部長 殿

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
会 長 柴 口 里 則  
[公 印 省 略]

## 平成 29 年度老人保健健康増進等事業の成果物について(ご連絡)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて先般、「頻回訪問を位置付けたケアプランに関する地域ケア会議等における検証について(予告)」(平成 30 年 3 月 14 日付・日介支専協第 29-0282 号)でご連絡しました、当協会で開催した平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「ケアプランへの訪問介護の生活援助を位置付ける際の調査研究事業」につきまして、報告書を取りまとめ、本事業の成果物として「自立に資する訪問介護生活援助の活用の考え方と参考事例によるケアプラン記載例集」を作成しましたので、ご連絡申し上げます。

報告書と成果物は都道府県支部に送付するとともに、当協会ホームページに掲載しました。

「訪問回数が多いケアプラン」については、平成 30 年 10 月以降は市町村へのケアプランの届出が義務付けられました。市町村はこれに対して地域ケア会議の開催等により、多職種の目で届け出られたケアプランの検証を行うこととなります。訪問回数が多い利用者は認知症、退院時、独居・高齢者世帯等必ずしも不適切なケースであるとは限りません。また、地域ケア会議での検証対象は届け出られた全ケアプランではありません。介護支援専門員は、市町村への届出の際に居宅サービス計画書で訪問回数が多い根拠を説明することが求められます。

本記載例集では、ケアプランに生活援助を位置付けるにあたって、アセスメント時に確認すべき視点やその確認結果をケアプランへ記載する際のポイント等の記載例を収載しています。厚生労働省の全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議でも、この事業の成果物が介護支援専門員へ周知されることにより、地域ケア会議等における検証がより効果的になると周知されています。

貴支部におかれましては、本事業の成果物をご活用いただくよう、会員の皆様への周知をお願い申し上げます。

以上

一般社団法人 日本介護支援専門員協会  
事務局長 濱田和則  
事務局 木村能子 担当：市川澄人・口野沙和  
〒101-0052  
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地金子ビル 2 階  
TEL：03-3518-0777 FAX：03-3518-0778  
E-mail：jigyouka@jcma.or.jp